

市立養護学校 児童・生徒保護者等 及び 教職員等 各位



令和6年度 市立養護学校の給食費について(納入通知)

令和6年度の市立養護学校の給食費について、次のとおり通知します。

1 給食費の額

対象者	区分	月額	1食当たり*2	徴収月数	年額(参考)
児童 生徒	完全給食	4,500円	270円	11月	49,500円
	牛乳なし*1	3,600円	220円	11月	39,600円
教職員	週5日勤務	5,300円	320円	11月	58,300円
	週4日以下勤務	—	320円	3月*3	—

- *1 食物アレルギー等で牛乳が飲めないため、学校を通じて手続きを行った児童・生徒のみが対象です。
- *2 給食費は月額による納付が原則ですが、月の途中で転入・転出等があった場合は、その月に限り1食当たりの額に給食回数に乗じた額を徴収することとします。
- *3 週4日以下勤務の教職員は、4~7月喫食分を9月分として、9~12月喫食分を2月分として、1~3月喫食分を3月分として、1食当たりの額に給食回数に乗じた額をまとめて徴収することとします。
- *4 上記月額以外の額を徴収する対象者には、別途、給食費納入通知書等を送付し、お知らせします。

2 納期限

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
納期限	5月31日*1		7月1日	7月31日	徴収なし	9月30日
月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
納期限	10月31日	12月2日	1月6日	1月31日	2月28日	3月31日

- *1 4・5月分は、2か月分をまとめて5月31日までに徴収します。

3 納入方法

(1) 口座振替

納入義務者が指定した預金口座から、上記2の納期限に振替を行います。

残高不足等により振替ができなかった場合は、翌15日(休日の場合は翌開庁日)に再度振替を行います。(例)5月31日に振替できなかった場合は、6月17日に再度振替を行います。

口座振替ができるのは、対象月ごとに上記の2回までです。以降は督促状と一緒に郵送される納付書での納付となりますので、指定口座の残高にご注意ください。

(口座振替ができる預金口座)

① 銀行

横浜銀行・スルガ銀行・りそな銀行・三菱UFJ銀行・神奈川銀行・三井住友銀行・みずほ銀行・ゆうちょ銀行(郵便局を含む)

- ② 信用金庫・労働金庫
湘南信用金庫・かながわ信用金庫・中央労働金庫
- ③ 信用組合・協同組合
ハナ信用組合・横浜幸銀信用組合・よこすか葉山農業協同組合

(2) 納付書（口座振替の手続きが済んでいない方）

納期限の10日前頃に、納入義務者あて納付書を郵送しますので、納期限までに次のいずれかの納付場所の窓口で納付してください。

(納入場所)

① 横須賀市役所

本庁舎（会計課）	横須賀市小川町11番地	横須賀市役所本庁舎1階
追浜行政センター	横須賀市夏島町9番地	
田浦行政センター	横須賀市船越町6丁目77番地	
逸見行政センター	横須賀市東逸見町2丁目29番地	
衣笠行政センター	横須賀市公郷町2丁目11番地	
大津行政センター	横須賀市大津町3丁目34番40号	
浦賀行政センター	横須賀市浦賀5丁目1番2号	
久里浜行政センター	横須賀市久里浜6丁目14番2号	
北下浦行政センター	横須賀市長沢2丁目7番7号	
西行政センター	横須賀市長坂1丁目2番2号	
市民サービスセンター中央店（役所屋中央店）	横須賀市若松町2丁目30番地	横須賀モアーズシティ7階
市民サービスセンター久里浜店（役所屋久里浜店）	横須賀市久里浜4丁目4番10号	ウイング久里浜6階

② 銀行（本・支店）

横浜銀行・スルガ銀行・りそな銀行・神奈川銀行

③ 信用金庫・労働金庫（本・支店）

湘南信用金庫・かながわ信用金庫・中央労働金庫

④ 信用組合（本・支店）

ハナ信用組合・横浜幸銀行信用組合

⑤ 協同組合（本・支店）

よこすか葉山農業協同組合

⑥ ゆうちょ銀行

東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬及び山梨県内のゆうちょ銀行（郵便局）

所属年度 令和6年度 歳入科目 01 一般会計 - 22 諸収入 - 05 雑入 - 01 雑入 - 20 給食費 - 01 給食費

問い合わせ先

横須賀市教育委員会事務局 学校教育部 学校食育課 給食費管理担当

〒238-0032 横須賀市平作5丁目28番10号 横須賀市学校給食センター内

電話 046-850-1272（直通）

E-mail gakkou-kyushoku@city.yokosuka.kanagawa.jp